

本人や家族がお産をしたとき

提出書類 **直接支払制度**を利用し、出産費用が出産育児一時金50万円(産科医療補償制度に未加入の医療機関等で出産したときは48万8,000円【*】)以上の場合は提出する必要はありません

**【*】50万円(48万8000円)は2023年4月1日以降の出産の場合の金額です。
2023年3月31日までは42万円(40万8000円)となります。**

- 直接支払制度を利用しない場合:「**出産育児一時金請求書**」(記入例参照)
- 直接支払制度を利用したが、出産費用が出産育児一時金50万円(または、48万8,000円【*】)より少なかった場合「**出産育児一時金内払金支払依頼書・差額申請書**」(記入例参照)

添付書類 ①「**健康保険被扶養者(異動)届**」(出生児が扶養者とならない場合は不要)
②**出産に関する医師、助産婦又は市区町村長の証明書**
但し、請求書の「医師、助産婦又は市区町村長が証明する欄」に証明を受けた場合は不要です。
③医療機関等から交付される**直接支払制度に係る合意文書(同意書)の写し**(直接支払制度を利用しない旨と申請先となる保険者名が記載されたもの)、及び**出産費用の領収明細書の写し**(直接支払制度を利用していない旨の記載、及び産科医療補償制度の対象分娩であることを証明する所定の印が押印されたもの)

※「**出産育児一時金内払金支払依頼書・差額申請書**」に添付するもの

- ①健康保険被扶養者(異動)届」(出生児が扶養者とならない場合は不要)
- ②医療機関等から交付される**出産費用の領収明細書の写し**(直接支払制度に用いる専用請求書の内容と相違ない旨の記載、及び産科医療補償制度の対象分娩であることを証明する所定の印が押印されたもの(該当の場合))

提出期限 すみやかに
手続方法 請求書に必要事項を記入のうえ、事業主を経由して健保組合に提出してください。

出産育児一時金 (本人・家族)

被保険者および被扶養者が妊娠4ヵ月(85日)以後に分娩したとき、「**出産育児一時金**」が支給されます。また、早産・流産・死産についても、妊娠4ヵ月(85日)以後の分娩であれば支給されません。なお、多胎の場合には胎児数に応じて支給されます。

■**支給金額：50万円**(産科医療補償制度に加入する医療機関等で出産した場合)

※**産科医療補償制度に未加入の医療機関等で出産した場合は、48万8,000円【*】となります。**

■**退職後の受給要件**

退職日までに継続して1年以上被保険者であった方が、退職日の翌日から、6ヵ月以内に分娩した場合に支給されます。

(例)3月31日に退職の場合、4月1日から9月30日までの出産に支給可。